

## 第8回社会保障審議会医療保険部会

### あん摩マッサージ指圧・はりきゅう療養費検討専門委員会

### および柔道整復療養費検討専門委員会より

## 第98回社会保障審議会医療保険部会(平成28年10月12日)での意見

### 白川委員

- ・ 専門委員会で療養費について議論をして、方向性としてまとめてもらった。私どもの委員も参画しているので、この中身については特に申し上げないが、今までの厚労省の行政というのは、療養費について基本的な考え方が少し違っていただけではないか。
- ・ 診療報酬については、医療機関あるいは薬局等々、かなり厳格に施設基準が設けられ、算定するときも算定基準を厳格にし、いろいろな通知やQ & Aで正確な請求をしてもらうような仕組みが何十年にもわたってできているが、療養費については、例えば柔道整復師の施術所等には、施設基準がない。請求書もばらばらであり電子請求は全くない。審査も、診療報酬については支払基金とか国保連で全件きちっとコンピューターまで使ってチェックしている。しかしながら、例えば柔道整復療養費の審査というのは、各都道府県に柔道整復療養費審査委員会というものがあるが、審査率は正確には把握していないが、おそらく4分の1とか5分の1ぐらいしか審査をしていない。請求書がばらばらなため、目で審査をしている。
- ・ そういったことがあり、柔道整復師を中心に非常に不正が疑われる事案が多発している。最近多発しているわけではなく、昔から山ほどある。
- ・ 柔道整復等療養費には第三者による中立的な審査機関がなく、保険者が直接施術者と交渉している。そのため、表になかなか出てこない。
- ・ 不正とわからないものや、不正が疑われるような請求も数多くある。根本的に療養費のあり方というものをもう少し真面目に考えてもらわないと、全体の医療費の1%ぐらいではあるが、国民の保険診療に対する信頼を相当損なうものであると思うので、今回の整理案については特に申し上げないが、根本的なところを少し厚労省に考えてもらいたい。

### 松原委員

- ・ 白川委員の意見に賛成。1%とはいえ4,000億が適切に使われるということを見つめるのは、国の責任である。
- ・ つい最近、地方の政治家がこの療養費の問題に関連して逮捕されるという報道があった。一方で、一生懸命仕事をしている人たちがいるわけであり、その人たちも同じような目で見られるのは大変つらいことであるので、問題がある点は抜本的に考え直すべき。

### 横尾委員

- ・ 後期高齢者医療広域連合は全国に47あるが、実はそれぞれの現場でこのことには大変苦慮している。
- ・ 厚生局単位で要望したところもある。ブロック単位で九州とか、四国とか、もっと強化してくれということも申し上げたこともある。政府への要望事項の中にも、この調査権その他についてもより整えてほしいということも過去に出したことがある。
- ・ いただいた資料の3ページ、「地方厚生(支)局における積極的な指導・監査につなげるべきである。そのため、地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制を強化するべきである」と書いてあ

るので、趣旨的には正しいと思うが、人員体制の強化ではなくて、厚生局の局長が腹を決めて、やるならやる、正すなら正すということを、やはり指示を出してもらう必要があると思う。そのことによって、例えば都道府県の主管課とも連携をして、より正しいものにしていくということを働かせない限り、何とかやっておけばわからないままいくという形では、今、お二人が発言されたように、大変大きな金額の療養費等が不正に支出されてしまうため、よろしくない。

- ・ 私は佐賀県の広域連合の連合長をやっているが、実際、この案件に対応し、幸い、全額返還をしてもらった。

- ・ 全国の事例について佐賀県広域連合事務局を通じて調べたが、佐賀県の事例は極めてレアケースであった。どのようにレアかと言うと、件数が多いために、個別に調査をするにしても事務方ではなかなか手が回らない。お二人も発言されたように、十分な対応ができていない。そこをリードするのが地方にある厚生局、あるいは都道府県の所管する部門だと思うので、厚生労働省の本省のほうからそういった支援をしてもらって、正すべき。

#### 小林委員

- ・ 柔道整復療養費とあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費については、非常に悪質な不正請求事案が起っており、保険者としてもそういった不正請求への対策が喫緊の課題だと考えている。そういう意味では、そうした制度上の問題を抜本的に見直しをとるのはぜひお願いしたい。

- ・ 特に柔道整復療養費については受領委任制度が設けられており、保険者としても請求の審査には多大な労力をかけている。ところが、保険者には不正請求に対する直接的な指導・監査権限がないため、一度地方厚生局に情報提供を行って、それを受けた地方厚生局が指導・監査を行う仕組みになっている。

- ・ しかしながら、これまでの対応を見ても、私共からの情報提供に関して地方厚生局において迅速かつ十分な指導・監査が行われてきたと言える状況にはない。このため、資料2 - 1の3ページ、3.の2つ目の にも、地方厚生(支)局の指導・監査の迅速化が盛り込まれているが、単に理念として宣言するのではなく、ぜひ実効性を伴う形で具体化をしていただきたい。

- ・ また、受領委任制度については、そうした制度上の限界がある中で、それを新たにあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの制度にも導入することについては反対である。

#### 新谷委員

- ・ この報告書の内容にも関連するが、不正請求対策の強化をぜひお願いしたい。

- ・ 私どもは被用者保険の被保険者、患者の立場から医療機関の窓口で診療明細書をもらおうという運動に取り組んでいる。

- ・ 柔道整復師の療養を受けた際に、領収証については無料発行が義務化されているが、明細書の発行については、平成22年の保険局医療課長通知の中では、患者が求めた場合に発行し、発行の際の実費請求も妨げないという内容になっており、患者がどういう療養の内容なのかという明細を求めたら、実費の負担がかかるという現状になっている。不正事案の防止ということからも、全ての患者に対して明細書を無料で交付するといった方向で検討することによって、患者段階での不正防止についての取り組みができるのではないかと。

#### 遠藤部会長

- ・ この専門委員会は当医療保険部会の下部組織であるので、議論の整理を皆様にお示した。これは議論の整理という形になっているが、細部については今後検討する予定であるので、ただいま皆様からあった意見については整理をして、専門委員会の席で明らかにさせていただきたいと考えている。

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール表(案)

(あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費)

1.平成 28 年 10 月 1 日から実施するもの

項番	項 目	必要な改正等
	往療料の対象となる定期的・計画的に行う往療の明確化	留意事項通知の改正
	同一建物への複数患者への往療の見直し	留意事項通知・事務連絡(Q&A)の改正

2.随時実施するもの

項番	項 目	必要な改正等
	支給基準の明確化のための事務連絡(Q & A)の発出	事務連絡の発出

3.具体案の検討が必要であり、年内をめどに方針を決め、周知を図った上で平成 29 年度からの実施を目指すもの

項番	項 目	必要な改正等
	支給申請書様式の統一	留意事項通知・様式の改正
	支給申請書への施術の必要性の記載(1年以上かつ週4回)	留意事項通知の改正
	支給申請書への患者の状態の記載(1年以上かつ週4回)	留意事項通知・様式の改正

4.平成 28 年度中に明確な方向性を示すもの

項番	項 目	必要な改正等
	受領委任制度の検討	

5.平成 28 年度中に検討するもの

項番	項 目	必要な改正等
	事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする(制度設計含めて検討)	留意事項通知の改正

6.次期改正に向けて、調査を実施するもの

項番	項 目	必要な改正等
	頻度調査における患者の疾病分類方法の改善及び患者の疾病と往療料との関連調査	調査仕様書・集計方法の見直し
	3- を受けて、傷病名と施術回数、患者の状態の関連の分析	調査要領の策定
	あはき療養費と柔道整復療養費との併給の実態調査	調査要領の策定

7.引き続き検討するもの

項番	項 目	必要な改正等
	医師の再同意書の添付の義務化の検討	

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール表(案)

(柔道整復療養費)

1.平成 28 年 10 月 1 日から実施するもの

項番	項 目	必要な改正等
	同一建物への複数患者への往療の見直し	留意事項通知の改正

2.具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成 29 年度から実施を目指すもの

項番	項 目	必要な改正等
	「亜急性」の文言の見直し	留意事項通知の改正

	支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表	事例集の策定 柔整審査会設置要綱の改正 審査要領の改正
	「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定	審査基準の策定 柔整審査会設置要綱の改正 審査要領の改正
	柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み	協定・契約の改正 柔整審査会設置要綱の改正
	地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み	指導監査要綱の改正
	保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み	協定・契約の改正
	事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする	協定・契約の改正
	支給申請書様式の統一	指定様式(協定・契約及び記載要領)の再周知

3.具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実現を目指すもの

項番	項目	必要な改正等
	施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入	協定・契約の改正
	初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更	料金改定 留意事項通知の改正 協定・契約の改正
	電子請求に係る「モデル事業」の実施	モデル事業の実施 協定・契約の改正

#### 4.継続的に実施するもの

項番	項目	必要な改正等
	地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化	
	不適正な広告の是正	

#### 5.次期改正に向けて、調査を実施するもの

項番	項目	必要な改正等
	原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集	調査依頼通知の発出 データ収集
	柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態調査	

#### 6.引き続き検討するもの

項番	項目	必要な改正等
	支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること	
	問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること	

## 通所介護事業所における鍼灸行為について

～札幌市ウェブサイト(2016年5月17日更新)より

これまで、札幌市においては、機能訓練指導員に鍼灸師が含まれないことから、通所介護事業所での鍼灸行為は認められないこととしてきましたが、このたび、厚生労働省より、以下の3条件を満たすことにより、介護職員等による鍼灸行為を行うことは認められるという回答を得ました。

今後は、利用者への鍼灸行為が、通所介護計画において機能訓練として明確に位置づけられ、また、鍼灸師の資格を有する生活相談員または介護職員が行う場合は認められることとなりますので、周知いたします。

なお、通所介護サービスの機能訓練として行う鍼灸行為については、特に届出の必要はありません。

### 【鍼灸行為を行うための3条件】

- 1.平成11年老企第25号第3の六の1(3)のただし書きに含まれる機能訓練であること
- 2.通所介護計画に明確に位置づけられていること
- 3.鍼灸師の資格を有している者が行うこと

【参考】平成11年老企第25号第3の六の1(3)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

## マッサージ不正請求 全国調査を初実施へ

健康保険を使ったマッサージ、はり・きゅう治療で療養費の不正請求が相次いでいる問題を受け、厚生労働省は2日、75歳以上が加入する47都道府県の後期高齢者医療広域連合を対象に不正請求の額や事例について調査することを表明した。

厚労省によると、マッサージ、はり・きゅうの療養費を巡る不正で全国調査するのは初めてとみられる。共同通信が全国の広域連合に実施した調査では、施術回数や出張料(往療料)を水増しするなど不正・不適切な請求で返還を求めたケースが、過去5年半で約4万8千件、約9億円に上った。

北海道新聞 2016年11月4日

## 勝手にプレゼントしちゃいます イルミネーション、見に行く？

冬はどうしても家にこもりがちですが、雪景色をバックにイルミネーションがはなやかに彩ります。

せっかくですから、おでかけしませんか～



## さっぽろホワイトイルミネーション 11月18日(金)~2017年2月12日(日)

主会場 大通会場、つどいむ会場、すすきの会場 (大通会場は12月25日(日)まで開催)

点灯時間 大通(日没~22時) すすきの(日没~23時)(予定)

大通会場は、1丁目から8丁目まで拡大してスケールアップ。2丁目では11月25日(金)からは、ミュンヘン・クリスマス市もはじまっています!



シク8  
アリ  
タエ  
目  
の  
ド  
イ  
ム  
ブ

## はこだて冬フェスティバル・はこだてイルミネーション

12月1日(木)~2017年2月28日(火)

主会場 函館市、元町周辺 点灯時間 日没~22時



八  
幡  
を  
坂  
み  
お  
ろ  
す

## あさひかわ街あかりイルミネーション

12月3日(土)~2017年3月12日(日)

主会場 旭川市中心部(緑橋通、昭和通、平和通買物公園、旭橋通、7条緑道、常盤ロータリー)

点灯時間 17~22時(買物公園は16時30分~)



フ  
レ  
ン  
通  
ド  
買  
物  
公  
園  
の  
イ  
ル  
ミ  
ネ  
ー  
シ  
ョ  
ン

### おことわり

“勝手にプレゼン”しておりますが、特になにか意図があるワケではありません。ご批判を覚悟であくまで独断と偏見によるものですが、コンセプトは“身近ななにか”です。

# 今月のお歌

北海道第4支部 室蘭市  
西江 須美先生より

## ラジオつけ 大谷 黒田の対決に ボリューム上げる 日本シリーズ

久々に今回は力が入りました。どちらもすばらしい選手ですが、あらためて黒田選手の男気に感心しました。

## 居酒屋の マスター紫煙 くゆらせる テレビに見入る 日本シリーズ

クライマックスシリーズから飲食店からはお客さんの足が遠のいて、マスターもあきらめてテレビ観戦のようでした。

### \*編集後記\*

ここ数年で映画館に行く事が増え、話題の映画はとりあえず観てみようと思うくらい気軽に足を運ぶようになりました。

最近では、話題になった「ジョン・ゴッダ」や大ヒットした「君の名は。」、ハリウッドの新作「ファンタジーシリーズの新作「ファンタスティックビースト」を観に行きました。どの作品も内容や雰囲気は異なりますが、とても面白かったです。

私はファンタジー系の話が好きなので、そういった映画をよく観ているのですが、もうとつくに成人しているのに、これからはもつと社会派な映画も観て、世の中のことや過去の出来事を学びたいとも思っています。

まずは邦画を観てみようと思っておりますが、皆様のおすめめの映画は何でしょうか。どの映画も人によって賛否あるかと思いますが、社会や歴史、人間のあり方などがテーマになるとよりそれが顕著になるような気がします。

基本的には多くの方から支持を得ているもの、批判的な意見もたくさんある、という作品を観たら、楽しみながらそのテーマについて学ばないかと思っております。



発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄  
札幌市中央区南1条西13丁目 317-3 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034  
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL http://www.hokushinkyo.jp/